

亀山市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市契約規則の一部を改正する規則

亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(最低制限価格)		(最低制限価格)	
第8条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格を設けるときは、 <u>予定価格の10分の7.5以上</u> の範囲内で定めなければならない。		第8条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格を設けるときは、 <u>予定価格の10分の7以上</u> の範囲内で定めなければならない。	
[2 略]		[2 略]	
別表（第17条、第18条関係）		別表（第17条、第18条関係）	
1 工事又は製造の請負	<u>2,000,000</u> 円	1 工事又は製造の請負	<u>1,300,000</u> 円
2 財産の買入れ	<u>1,500,000</u> 円	2 財産の買入れ	<u>800,000</u> 円
3 物件の借入れ	<u>800,000</u> 円	3 物件の借入れ	<u>400,000</u> 円
4 財産の売払い	<u>500,000</u> 円	4 財産の売払い	<u>300,000</u> 円
[略]	[略]	[略]	[略]
6 前各号に掲	<u>1,000,000</u>	6 前各号に掲	<u>500,000</u> 円

げるもの以外 のもの	円	げるもの以外 のもの
備考 表中の [] の記載は注記である。		

様式第3号中

「 設計金額	円	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> 工事 業務委託 物件 </div>	価格	円	
予定価格	円			円	を
制限価格	円			円	
				年 月 日	」

「 設計金額	円	<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> 工事 業務委託 物件 </div>	価格	円	
					(設計金額の税抜価格)
予定価格	円			円	に改める。
					(予定価格の税抜価格)
最低制限価格	円			円	
					(最低制限価格の税抜価格)
				年 月 日	」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。